

# 江戸川区人事行政の運営等の状況

## I 職員の任免及び職員数に関する状況（25年度）

### 1 採用の状況

区分	事務	土木造園	建築	機械	電気	衛生監視	診療放射線	保健師	合計
I 類	48人	11人	—	2人	3人	6人	—	4人	74人
II 類	—	—	—	—	—	—	1人	—	1人
III 類	14人	—	—	—	—	—	—	—	14人
経験者	14人	2人	1人	—	—	—	—	—	17人
合計	76人	13人	1人	2人	3人	6人	1人	4人	106人

### 2 退職の状況

定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
105人	33人	25人(2人)	163人(2人)

(注) ( ) は死亡退職数で内書きです。

### 3 昇任選考の状況

#### (1) 総括係長職昇任選考

##### ① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者のうち、平成26年3月末日現在、4級職に7年以上在職し、年齢が42歳以上58歳未満の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

##### ② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
174人	21人	12.1%

## (2) 係長職昇任選考

### ① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
一般	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成 26 年 3 月末日現在、主任主事の職に在職する期間が 5 年以上で、年齢 50 歳未満の者	筆記、勤務評定、面接
長期	別表の職種の職務に従事する者のうち、平成 26 年 3 月末日現在、2 級職以上の職の在職期間が 15 年以上で、そのうち主任主事の職に在職する期間が 7 年以上の、年齢 50 歳以上 58 歳未満の者	自己申告、勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
1,022 人	120 人	114 人	95.0%	39 人	34.2%

## (3) 主任主事昇任選考

### ① 受験資格及び選考方法

選考種別	受験資格	選考方法
短期	別表の職種の職務に従事する者で、平成 26 年 3 月末日現在、2 級職に 4 年以上在職し、年齢 50 歳未満の者	勤務評定、筆記
長期 A	別表の職種の職務に従事する者で、平成 26 年 3 月末日現在、2 級職に 12 年以上在職し、年齢 37 歳以上 56 歳未満の者	勤務評定
長期 B	別表の職種の職務に従事する者で、平成 26 年 3 月末日現在、2 級職に 5 年以上在職し、年齢 52 歳以上の者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 技術系：土木造園、建築、機械、電気、物理、衛生監視、学芸研究、診療放射線、 歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
384 人	296 人	285 人	96.3%	99 人	34.7%

(4) 技能長職昇任選考

① 選考対象資格及び選考方法

選考対象資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 26 年 3 月末日現在、技能主任の職に 4 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、面接

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	----------------------------------------------

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
96 人	37 人	37 人	100.0%	5 人	13.5%

(5) 技能主任職昇任選考

① 受験資格及び選考方法

受験資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する者で、平成 26 年 3 月末日現在、1 級職に 16 年以上在職し、年齢が 58 歳未満の者	勤務評定、筆記、面接

別表	技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ 業務系：事務（業務）、業務
----	----------------------------------------------

② 実施状況

有資格者数	申込者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
327 人	213 人	213 人	100.0%	52 人	24.4%

(6) 2 級職昇任選考

① 選考資格及び選考方法

選考資格	選考方法
別表の職種の職務に従事する 1 級職の職員で、平成 26 年 3 月末日現在、次の表の区分による 1 級職の在職年数を満たす者	勤務評定

別表	事務系：事務、社会教育 福祉系：福祉、心理 一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究、 医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、 保健師、看護師
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

資格の基礎となる採用区分	1 級職の在職年数	
I 類	1 年以上	
II 類	短大 3 卒	2 年以上
	短大 2 卒	3 年以上
III 類	高等学校卒業後 1 年間の 養成施設等を修了した者	4 年以上
	その他	5 年以上

② 実施状況

有資格者数	合格者数	合格率
96 人	93 人	96.9%

#### 4 組織別職員数（各年4月1日現在）

単位＝人

組織	区分	職員数		対前年 増加数
		26年	25年	
経営企画部		68 (4)	68 (4)	
危機管理室		20 (1)	19 (1)	1
総務部		205 (14)	212 (15)	▲7 (▲1)
都市開発部		174 (9)	170 (5)	4 (4)
環境部		271 (33)	279 (30)	▲8 (3)
文化共育部		75 (7)	72 (6)	3 (1)
生活振興部		412 (13)	406 (9)	6 (4)
福祉部		434 (17)	446 (16)	▲12 (1)
子ども家庭部		803 (36)	824 (30)	▲21 (6)
健康部		298 (10)	290 (7)	8 (3)
土木部		280 (12)	271 (12)	9
会計室		17	17	
教育委員会事務局		572 (43)	593 (38)	▲21 (5)
監査委員事務局		7	7	
選挙管理委員会事務局		10	11	▲1
区議会事務局		15	15	
合計		3,661 (199)	3,700 (173)	▲39 (26)

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における報告数値です。

2 ( )内は、再任用短時間勤務職員の人数で、職員数に含まれていません。

#### 5 人事交流の状況

東京都及び特別区間人事交流については、次のとおりです。

区分	職種	転入者数	転出者数
一般	衛生監視	1人	1人

## II 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

単位＝千円

区分	住民基本台帳人口 (平成 26 年 1 月 1 日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24 年度の 人件費率
25 年度	676,116 人	233,447,367	9,168,630	34,493,726	14.8%	15.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

単位＝千円

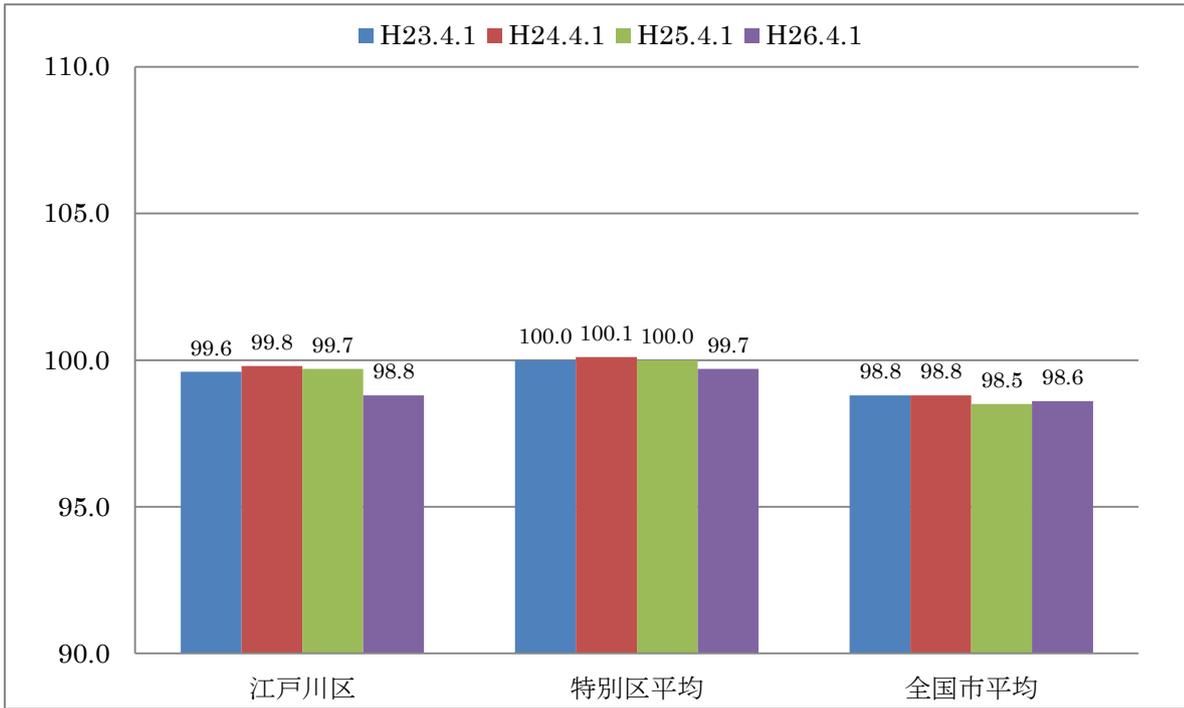
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	特別区平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
25 年度	3,527 人	13,203,736	4,471,929	5,347,951	23,023,616	6,528	6,890

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定率)		
26年度	404,218円	403,409円	809円 (0.20%)	0.20%	0.20%	0.27%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A) - (B)	勧告 (改定月数)		
26年度	4.22月	3.95月	0.27月	0.25月	4.20月	4.10月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

給料表の改定実施時期

実施時期：平成27年4月1日

内容：一般行政職の給料表について、特別区人事委員会による給与勧告をうけ、地域手当の引上げとあわせて、給料月額を同率程度引下げました。

なお、I類初任給までの号給等については、国の初任給との均衡や人材確保の観点から引下げを行わないこととしました。

② 地域手当の見直し

支給割合：平成27年度国基準20%（平成30年度までの段階的引上げ）に対し、江戸川区では20%を支給します。

実施時期：平成27年4月1日

国では、現給保障等を行いつつ平成27年4月から平成30年4月までに段階的に地域手当の支給割合を引上げることとしていますが、江戸川区では、特別区人事委員会による給与勧告を受けて、現給保障は行わず、平成27年4月1日から支給割合を引上げ、給料月額と地域手当の配分変更を完了させました。

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	18%	20%	18%
江戸川区の支給割合	18%	20%	20%

③ その他の見直し内容

その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定をします。

再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員に準じた改定を行います。

また、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国や他団体との均衡を図り、見直しを実施しました。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
江戸川区	41.7歳	314,410円	432,088円	387,185円
東京都	41.8歳	325,565円	456,418円	414,392円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
特別区	42.3歳	322,094円	442,185円	399,326円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
江戸川区	49.9歳	679人	294,548円	389,327円	362,585円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.5歳	84人	289,720円	357,677円	352,318円	調理師	40.8歳	294,700円	1.21
うち自動車運転手	53.3歳	4人	322,325円	414,718円	408,896円	自家用乗用自動車運転者	52.1歳	319,100円	1.30
うち清掃職員	46.7歳	207人	306,543円	447,351円	385,986円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.55
うち用務員	51.0歳	257人	284,422円	354,106円	345,690円	用務員	54.3歳	199,300円	1.78
東京都	47.9歳	1,574人	300,336円	402,439円	367,462円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
特別区	49.6歳	349人	304,510円	409,723円	375,992円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
江戸川区	—	—	—
うち学校給食員	5,706,645 円	3,931,800 円	1.45
うち自動車運転手	6,634,305 円	4,228,500 円	1.57
うち清掃職員	6,912,243 円	3,939,100 円	1.75
うち用務員	5,631,995 円	2,747,000 円	2.05

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
（平成 22 年～平成 24 年の 3 ヶ年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」および「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### ③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江戸川区	49.8 歳	414,834 円	560,071 円
東京都	41.2 歳	349,211 円	444,448 円
特別区	38.3 歳	328,663 円	431,512 円

- (注) 1 「一般行政職」とは、一般事務、土木技術、建築技術などの職務に従事する職員です。
- 2 「技能労務職」とは、用務、調理、介護指導などの職務に従事する職員です。
- 3 「教育職」とは、幼稚園教育職員などの職務に従事する職員です。
- 4 「平均給料月額」とは、平成 26 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

## (2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区分		江戸川区	東京都	国
一般行政職	I類 (大学卒程度)	181,200円	181,200円	総合職 181,200円 一般職 172,200円
	III類 (高校卒程度)	143,000円	142,700円	140,100円
技能労務職	高校卒	134,900円	137,200円	—
教育職	大学卒	193,000円	195,600円	—
	短大卒	175,700円	178,100円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大学卒	272,587円	353,359円	382,356円	413,294円
	高校卒	238,286円	312,825円	350,061円	372,645円
技能労務職	高校卒	—	285,179円	293,776円	295,750円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

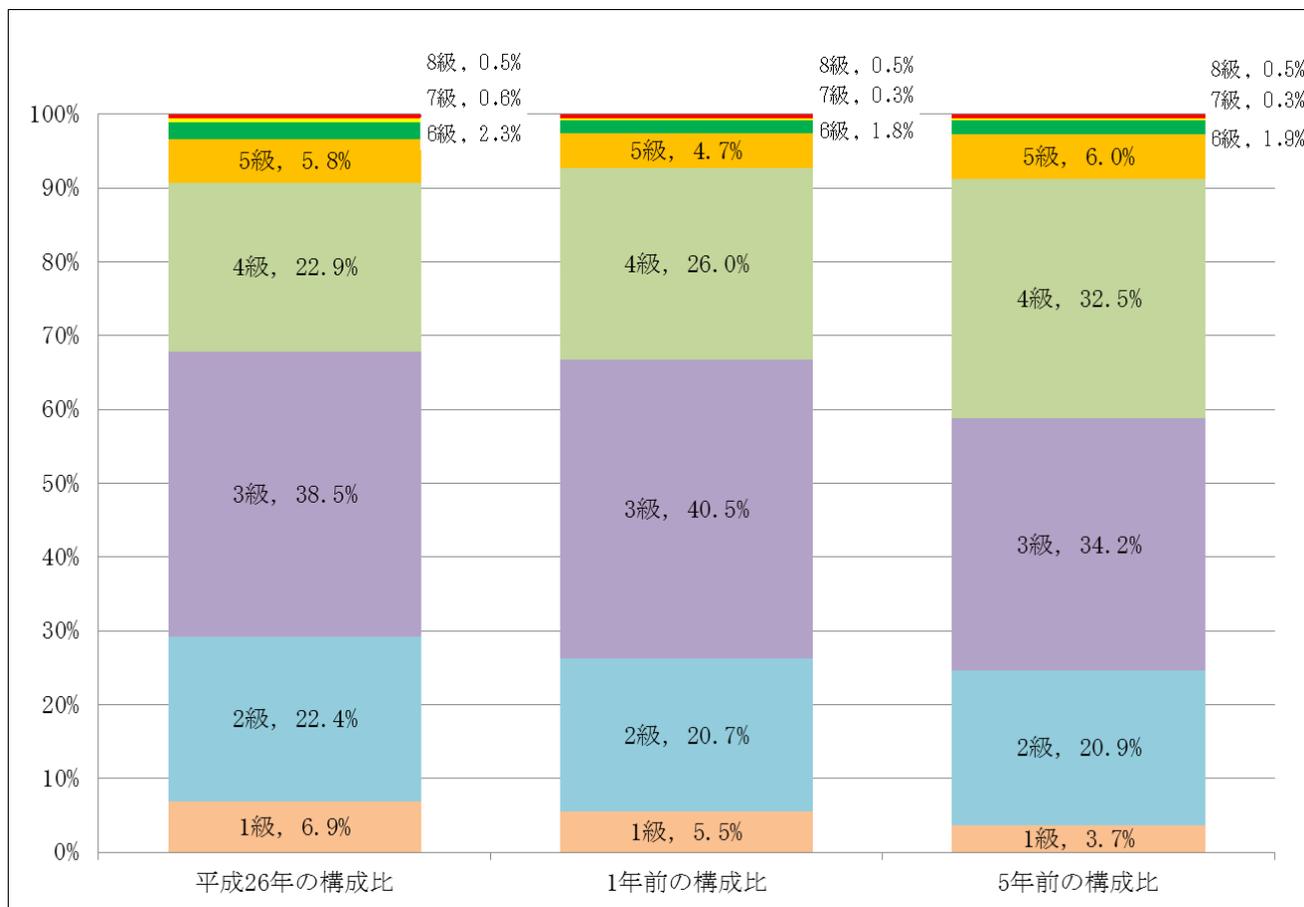
## (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8級	部長	11人	0.5%	337,200円	518,600円
7級	統括課長	13人	0.6%	284,000円	460,600円
6級	課長	48人	2.3%	256,000円	447,100円
5級	総括係長	122人	5.8%	—	433,600円
4級	係長	481人	22.9%	219,500円	411,500円
3級	主任主事	808人	38.5%	195,500円	369,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	470人	22.4%	166,100円	339,000円
1級	2級から8級までの区分に属さない職務	144人	6.9%	138,400円	305,100円

- (注) 1 江戸川区の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な役職名です。
- 3 構成比の数値は端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではありません。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区分		合計
25 年 度	職員数 (A)	3,362 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数 (B)	656 人
	比率 (B/A)	19.5%
24 年 度	職員数 (A)	3,380 人
	昇給区分が「極めて良好」または「特に良好」により昇給した職員数 (B)	667 人
	比率 (B/A)	19.7%

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

江戸川区	東京都	国
一人当たり平均支給額 (25年度) 1,516 千円	一人当たり平均支給額 (25年度) 1,636 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45 月分) 勤勉手当 1.35 月分 (0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### 【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

##### 1 勤務成績の評定の実施状況

勤務成績の評定は、地方公務員法第 40 条に基づき、全職員を対象に定期評定を実施しています。

##### 2 平成 26 年 6 月の勤勉手当への勤務成績の反映状況

(1) 管理職員 80 名中、上位区分 (11258/10000～10579/10000) に決定された者が 30 名 (37.5%)、標準区分 (9900/10000) に決定された者が 50 名 (62.5%) でした。

##### (2) 管理職員以外の職員

① 係長級職員 586 名中、上位区分 (10925/10000～10412/10000) に決定された者が 255 名 (43.5%)、標準区分 (9900/10000) に決定された者が 331 名 (56.5%) でした。

② 主任主事職員 1,618 名中、上位区分 (10976/10000～10438/10000) に決定された者が 530 名 (32.8%)、標準区分 (9900/10000) に決定された者が 1,087 名 (67.2%)、下位区分 (9650/10000～9400/10000) に決定された者が 1 名 (0.1%) でした。

③ 1 級・2 級職員 766 名中、上位区分 (10501/10000～10250/10000) に決定された者が 196 名 (25.6%)、標準区分 (10000/10000) に決定された者が 570 名 (74.4%) でした。

## (2) 退職手当 (26年4月1日現在)

江戸川区			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.41月分	28.16月分	勤続20年	21.62月	27.025月
勤続25年	30.16月分	37.33月分	勤続25年	30.82月	36.57月
勤続35年	44.08月分	52.76月分	勤続35年	43.70月	52.44月
最高限度額	44.16月分	52.76月分	最高限度額	52.44月	52.44月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
一人当たり平均支給額	7,079千円	21,837千円	一人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)			2,431,937千円
支給職員一人当たり平均支給年額 (25年度決算)			689,520円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
江戸川区	18%	3,527人	18%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.8 98.8

(注) 地域手当とは、民間における賃金や物価などに関する事情を考慮して支給される手当です。

地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出します。)

## (4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	46,328千円
受給職員一人当たり平均支給年額 (25年度決算)	108,751円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	11.5%
手当の種類 (手当数)	5

## (4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に 対する支給単価
特定危険現場作業手当	工事の監督又は検査の業務に従事する職員	地上十メートル以上の足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務に従事	50千円	1日につき400円を超えない範囲内
	昇降機の検査業務に従事する職員	乗用貨物用昇降機、エスカレーター又は小荷物専用昇降機の検査業務に従事		1台につき400円を超えない範囲内
福祉訪問等業務手当	福祉に関する事務所、福祉部介護保険課、障害者福祉課、子ども家庭部保育課に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び老人福祉法に定める業務を行うための家庭訪問や面接、母子及び寡婦福祉法若しくは売春防止法に定める相談業務に従事	8,845千円	1日につき450円を超えない範囲内
感染症接触手当	保健所その他の施設に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者(準ずるもの)に接触する業務に従事	41千円	1日につき660円を超えない範囲内
有害薬物取扱手当	保健所に勤務する職員	規則で定める有害な薬物を使用し、又はガスとして発生させ、試験、研究、検査又は作業業務に従事	6千円	1日につき200円を超えない範囲内
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事	37,386千円	1日につき700円を超えない範囲内

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (25 年度決算)	981,951 千円
職員一人当たり支給年額 (25 年度決算)	278 千円
支給実績 (24 年度決算)	1,054,290 千円
職員一人当たり支給年額 (24 年度決算)	295 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
 2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

## (6) その他の手当 (26 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (25 年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (25 年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,700 円	異なる	13,000 円	239,125 千円	178,718 円	
	配偶者を欠く第一子	13,700 円		11,000 円			
	配偶者以外の扶養親族	5,500 円		6,500 円			
	満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの子	4,000 円加算		5,000 円加算			
住居手当	世帯主である職員で、家賃 27,000 円以上で住宅を借り受けている職員	年度末時点で 27 歳までの者 27,000 円 年度末時点で 32 歳までの者 17,600 円 上記以外の者 8,300 円	異なる	12,000 円を超える家賃で住宅を借り受けている職員 最高 27,000 円	217,665 千円	99,029 円	
通勤手当	交通機関利用者	運賃等相当額 (55,000 円限度)	異なる	運賃等相当額 (55,000 円限度)	344,009 千円	115,401 円	
	交通用具使用者	通勤距離に応じて支給 (2,600 円～13,000 円)		通勤距離に応じて支給 (2,000 円～24,500 円)			
管理職手当	行政職	部長	異なる	行政職 46,300 円～ 139,300 円	96,057 千円	1,171,427 円	
		統括課長					105,800 円
		課長					91,100 円

## (6)その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (25年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (25年度決算)
管理職特別勤務手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給	10,000円～12,000円	異なる	6,000円～18,000円 (指定職俸給表適用者：上記金額に150/100を乗じた額)	0円	0円
休日勤務手当	休日に勤務した職員	(勤務1時間当たりの給与額) × 135/100	同じ		107,142千円	343,404円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員	(勤務1時間当たりの給与額) × 25/100	同じ		0円	0円
初任給調整手当	医師及び歯科医師	52,000円～175,100円	異なる	地域に応じて410,900円以内	5,891千円	1,472,750円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活する職員	基礎額 20,000円 職員の住居から配偶者の住居までの交通距離により加算額(3,000円～7,000円)あり	異なる	職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ23,000円～68,000円	1,539千円	153,900円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員	1,120円～4,150円			855千円	40,714円
災害派遣手当	災害時、江戸川区に派遣された職員	3,970円～6,620円			0円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,096,200 円 (1,218,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,246,000 円/964,800 円	
	副区長	879,000 円	1,008,000 円/772,200 円	
報酬	議長	956,000 円	956,000 円/856,000 円	
	副議長	807,000 円	813,000 円/743,000 円	
	議員	621,000 円	621,000 円/584,100 円	
期末手当	区長	(25年度支給割合) 3.15 月分		
	副区長			
	議長	(25年度支給割合) 3.30 月分		
	副議長			
	議員			
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	区長	$1,218,000 \text{ 円} \times 500/100 \times 4 \text{ 年}$	24,360,000 円	任期満了時
	副区長	$879,000 \text{ 円} \times 340/100 \times 4 \text{ 年}$	11,954,400 円	

- (注) 1 区長については、平成 13 年 1 月 1 日以降、支給額を 10%削減しています。給料の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

単位＝人

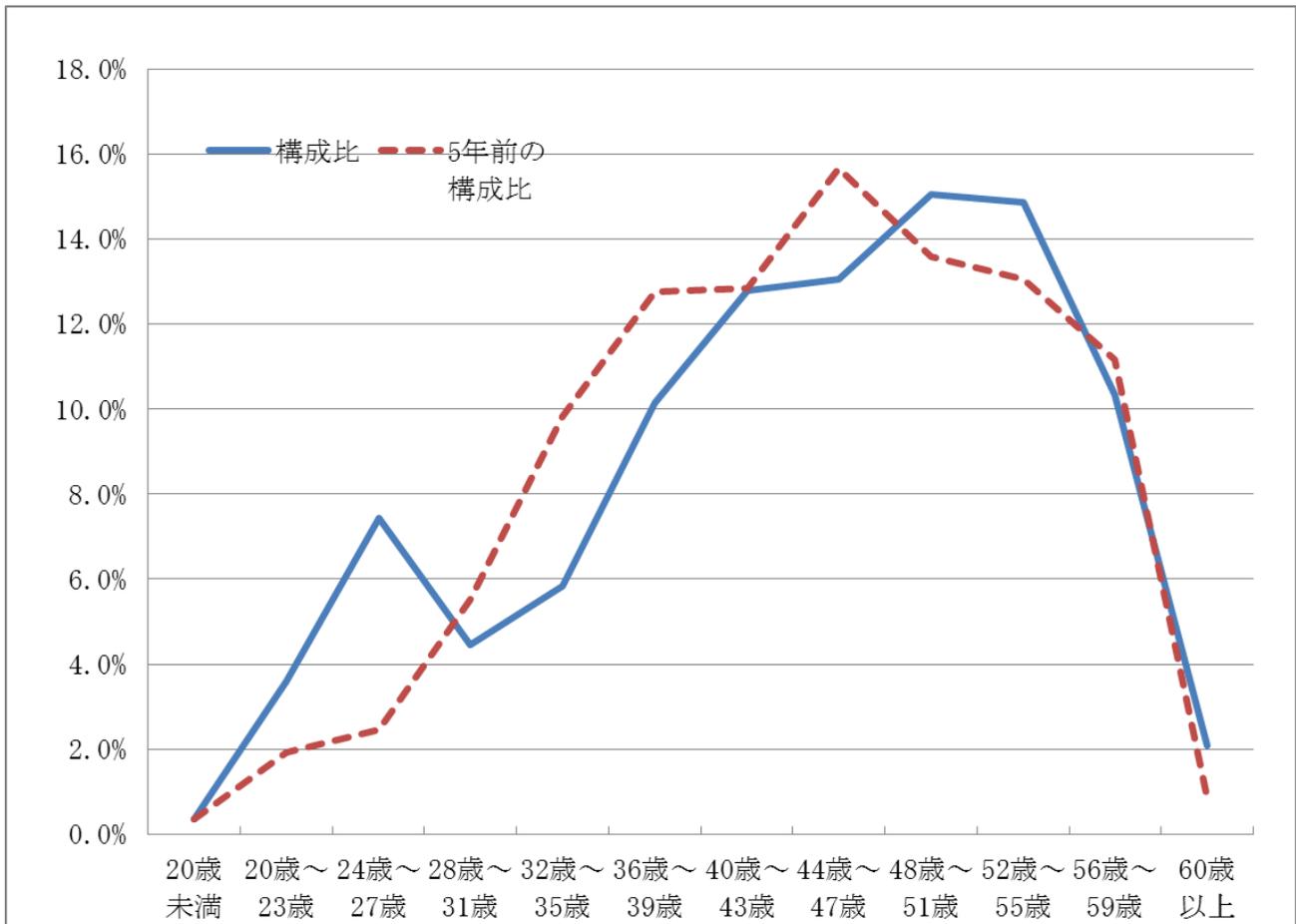
区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		26年	25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	546	547	▲1	
		税務	122	122	0	
		民生	1,334	1,374	▲40	福祉施設指定管理化、保育園民営化
		衛生	501	502	▲1	
		労働	8	8	0	
		農林 水産	7	7	0	
		商工	20	19	1	
		土木	454	440	14	業務増
		計	3,007	3,034	▲27	<参考> 人口1万人当たりの職員数 44.44人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 56.72人)
		教育部門	478	494	▲16	学校給食調理業務委託
	小計	3,485	3,528	▲43	<参考> 人口1万人当たりの職員数 51.51人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.53人)	
公営企業等 会計部門	その他	176	172	4		
合計		3,661 [4,870]	3,700 [4,870]	▲39 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 54.11人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり「地方公共団体定員管理調査」における報告数値です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 公営企業等会計部門とは、国民健康保険事業や介護保険事業などです。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	13	132	272	163	214	372	468	478	551	544	378	76	3,661

(3) 職員数の推移

単位＝人

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,045	3,041	3,031	3,035	3,034	3,007	▲38 (▲1.2%)
教育	627	576	559	538	494	478	▲149 (▲23.8%)
普通会計計	3,672	3,617	3,590	3,573	3,528	3,485	▲187 (▲5.1%)
公営企業等会計計	164	167	167	171	172	176	12 (7.3%)
総合計	3,836	3,784	3,757	3,744	3,700	3,661	▲175 (▲4.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

### III 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況（25 年度）

#### 1 正規の勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

#### 2 勤務時間の弾力的措置

昼休み時間帯に来客が多い職場を中心に、職員間で昼休み時間帯をずらす交替勤務制度を実施しています。

【代表的な例】区民課、各事務所、課税課、納税課、生活援護第一課・第二課・第三課、保育課、児童女性課など

#### 3 週休日及び休日

種別	意義
週休日	労働基準法第 35 条の休日にあたるもので、正規の勤務時間が割り振られておらず、職員に勤務する義務が課せられていない日
休日	正規の勤務時間は割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を除き、勤務することを要しない次に掲げる日 ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ② 年末年始の休日（12 月 29 日～1 月 3 日） ③ 国の行事の行われる日で、人事委員会の承認を得て、区規則で定める日

#### 4 休暇制度

##### (1) 制度概要

種類	意義	日数など
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持向上を図ることを目的として与えられる休暇	一会計年度において 20 日（ただし、再任用短時間勤務職員などは異なります）
病気休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇	療養のための必要最小限度の期間（原則として、日を単位）
公民権行使等休暇	職員が公民としての権利の行使又は公の職務の執行を行うための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	出産の前後における女性職員の母体保護のため、労働基準法第 65 条に規定する産前産後の休養として与える休暇	妊娠中及び出産後の引き続く 16 週間以内（多胎妊娠の場合は、24 週間）

## 4 休暇制度

### (1) 制度概要

種類	意義	日数など
妊娠初期休暇	妊娠初期の女性職員が、妊娠に起因する障害のために勤務することが困難な場合における休暇	引き続く 7 日以内の範囲において日を単位で 1 回に限る
母子保健健診休暇	妊娠中又は出産後の女性職員が母子保健法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるための休暇	健康診査又は保健指導を受けるために、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	勤務時間の始め又は終わりにそれぞれ 30 分又は 1 日 60 分以内で、必要と認められる時間
育児時間	生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員に対して、保育のために休憩時間とは別に勤務時間中に与えられる休暇	1 日 2 回それぞれ 45 分を原則（1 回の最低承認単位は 30 分）
出産支援休暇	男性職員がその配偶者の出産にあたり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の前後を通じ、日を単位として 2 日以内
育児参加休暇	男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	配偶者の出産予定日の 8 週間前の日（小学校就学前の養育の必要がある子がいる場合）から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内に日を単位として 5 日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数
慶弔休暇	職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	結婚休暇：引き続く 7 日以内 忌引き：親族によって異なる日数
災害休暇	職員の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として 7 日以内

## 4 休暇制度

### (1) 制度概要

種類	意義	日数など
夏季休暇	夏季の期間（7/1～9/30）において、職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	原則として、日を単位として5日以内
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において、5日の範囲内で必要と認められる期間
リフレッシュ休暇	職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、又は自己啓発に努めることにより、公務能率の向上に資するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	日を単位として引き続く3日以内（満53歳） 日を単位として引き続く2日以内（満43歳）
子の看護のための休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において5日（養育する子が2人以上の場合は10日）以内
短期の介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護及び必要な世話をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	一会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内
介護休暇	配偶者又は父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間

#### (2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	14.1日
--------	-------

#### (3) 病気休暇の取得状況

取得者数	201人
------	------

#### (4) 介護休暇の取得状況

取得者数	2人
------	----

(5) 育児休業の取得状況

25年度の新規取得者数			前年度からの継続取得者数		
男	女	合計	男	女	合計
0人	47人	47人	0人	60人	60人

IV 職員の懲戒及び分限処分（病気休職など）の状況（25年度）

1 職員の懲戒処分の状況

懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分で、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。

【懲戒処分者数】

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	1人	0人	3人	4人

2 職員の分限処分（病気休職など）の状況

分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持と向上を図ることを目的とした処分です。

【分限処分者数】

免職	降任	休職	降給	合計
0人	0人	68人	0人	68人

## V 職員のサービスの状況（25年度）

### 1 サービスの基準

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。これは、全体の奉仕者としての職員のサービスの根本基準を明らかにしたものであり、憲法第15条第2項が「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものです。

### 2 種類

区分	内容
サービスの宣誓	特定の人が地方公務員になるにあたっては、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に対して誓わなければならない。
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
職務に専念する義務	職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないとされている。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止されている。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をすることを禁止されている。
営利企業等の従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員になるとき、自ら営利を目的とする私企業を営むとき、又は報酬を得て何らかの事業若しくは事務に従事するときは、任命権者の許可を受けなければならない。

### 3 職員の兼業許可の状況

主に外部機関の要請により報酬を得て講演を行う場合などです。

件数（人数）
34件（60人）

## VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（25年度）

### 1 研修の状況

#### 【江戸川区実施研修】

区分	実施回数	受講者数
新任研修	9回	214人
現任研修	26回	764人
接遇研修	5回	119人
実務研修	2回	162人
特別研修	16回	2,119人
派遣研修	285回	1,225人
職場研修等	34回	2,192人
合計	377回	6,795人

### 2 勤務成績の評定

#### (1) 一般職員

業績評定（設定した目標の達成度）と行動評定（職務遂行過程で現れた行動など）の観点から評定を実施しています。

#### (2) 管理職員

職務の困難度や責任の度合いを総合的に判断し、定期評定を実施しています。

## VII 職員の福利厚生制度（25年度）

### 1 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生については、地方公務員法、地方公務員等共済組合法に基づいて実施しています。

### 2 東京都職員共済組合

職員の納付する掛金と地方公共団体の支出する負担金を財源として職員の病気・負傷・休業・退職などに関して、以下の事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	<p>この事業は、健康保険に相当するもので「法定給付」と「附加給付」等があります。法定給付は、法律で給付の種類や内容が定められたもので、どの地方公務員共済組合でも同じ給付内容ですが、附加給付等は、法令の定める基準に従って、財政事情などを考慮しながら、各共済組合の定款で定めて実施しているものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産又は死亡に関する給付</li><li>② 組合員の休業に関する給付</li><li>③ 組合員とその被扶養者の災害に関する給付</li></ul>
長期給付事業	<p>この事業は、組合員等を対象としている他の二つの事業とは異なり、組合員が退職（又は死亡）した後に給付の対象となります。永年勤続した後に退職したときや在職中の傷病がもとで心身に障害が生じて退職したとき、又は死亡したときに、退職後の生活やあとに残された家族（遺族）の生活の安定を図るため、年金などの支給を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 退職共済年金 生年月日に応じた支給開始年齢から受けられる別個の給付による退職共済年金、特例による退職共済年金及び65歳から受ける本来の退職共済年金に分けられます。（経過措置があります。）</li><li>② 障害共済年金 組合員である期間に初診日の属する傷病により、一定の障害状態になったときに支給されます。</li><li>③ 障害一時金 組合員である期間に初診日の属する公務外の傷病により退職した場合で、障害共済年金に該当しない程度の一定の障害状態にあるとき支給されます。</li><li>④ 遺族共済年金 組合員、元組合員（退職しているが、まだ年金を受給していない方）及び年金受給者が死亡した時に、その遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母）に支給されます。</li></ul>

## 2 東京都職員共済組合

事業名	内容
福祉事業	この事業は、短期、長期の給付事業以外に、組合員とその家族の健康の保持・増進など福祉向上を目的として実施する事業です。特定健診・特定保健指導や人間ドックなどの健康づくり・疾病予防への支援事業、保養施設の運営やその他貸付事業等を行っています。

## 3 特別区職員互助組合

23 区全体の職員数のスケールメリットを活かして、各区の職員の互助事業を行っています。事業としては、相談事業・保険事業などがあります。必要な経費については、職員が負担する会費により運営されています。

事業名	内容
保険関係事業	団体契約保険（生命保険・損害保険・積立年金保険）、団体取扱保険等
ライフプラン事業	ライフプランセミナー等
相談事業	職員相談室
会員制宿泊施設	宿泊施設・スポーツ施設
生活支援・リフレッシュ事業	指定店、割引施設等

## 4 江戸川区職員厚生会

職員の相互扶助・親睦などの事業を行っています。必要な経費については、職員が負担する会費等により運営されています。

事業名	内容
給付事業	弔慰金、災害見舞金、傷病見舞金等
貸付事業	生計資金貸付金
助成事業	一部を民間事業者に委託、各種大会助成等

## VIII 職員の健康管理及び制服の貸与

職員の健康管理については、労働安全衛生法などに基づいて健康診断を実施しています。また、安全性並びに能率性を高めるため、制服を貸与しています。

### 1 職員の健康診断の状況（25年度）

種別	受診者数
定期健康診断	4,354人

### 2 公務災害の状況（25年度）

内容	認定件数
公務災害	27件
通勤災害	6件

### 3 制服の貸与状況（25年度）

種別	種類
作業着系	29
清掃職員安全着	9

# 平成25年度の業務状況の報告

特別区人事委員会

## 1 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 採用試験等

平成25年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

#### ア 受験資格等

採用区分	職種 (試験・選考区分)	国籍要件	年齢	資格・免許	その他
I 類	事務	有	22歳以上 28歳未満	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活字印刷文による出題に対応できる人。ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。</li> <li>・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</li> </ul>
	土木造園（土木）				
	土木造園（造園）				
	建築				
	機械				
	電気				
	福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人	
	衛生監視（衛生）	有		食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
	衛生監視（化学）			/	
	保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師	
III 類	事務	有	18歳以上 22歳未満	/	・活字印刷文による出題に対応できる人
(注1) 身障	事務	有	18歳以上 28歳未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている人</li> <li>・自力通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行が可能な人</li> <li>・通常の勤務時間に対応できる人</li> <li>・活字印刷文による出題に対応できる人</li> </ul>	
経験者 2級職	事務	有	28歳以上 32歳未満	4の民間 業間 以務企 上従業 事等 歴で	/
	土木造園（土木）			当該職種に関する 業務に従事	
	建築				
経験者 3級職	(主任 主事Ⅰ) 事務	有	32歳以上 37歳未満	8の民間 業間 以務企 上従業 事等 歴で	/
	土木造園（土木）			当該職種に関する 業務に従事	
	建築				
	(主任 主事Ⅱ) 事務	37歳以上 46歳未満	1の民間 3業間 以務企 上従業 事等 歴で	/	
	土木造園（土木）			当該職種に関する 業務に従事	

(注1) 身体障害者を対象とする採用選考の略

## イ 日 程

区 分	I 類採用試験	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	身体障害者を対象 とする採用選考
告 示	3月6日	6月12日	6月12日	7月26日
第1次試験・選考 (筆記)	5月5日	9月8日	9月8日	9月29日
第1次合格発表	6月19日	10月15日	10月15日	10月16日
第2次試験・選考 (面接)	7月8日～7月25日	10月23日・24日・ 28日	10月26日・27日	10月30日・ 11月13日
第2次合格発表	—	—	11月8日	—
第3次試験・選考 (面接)	—	—	11月16日～11月24日	—
最終合格発表	7月29日(技術系) 8月9日(技術系以外)	11月8日	12月6日	11月21日

ウ 実施状況

単位：人

採用区分	職 種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数			
		25年度	24年度	比 較 増△減	25年度	24年度	比 較 増△減	25年度	24年度	比 較 増△減	
I 類	事 務	16,458	17,606	△ 1,148	13,014	13,815	△ 801	1,549	1,635	△ 86	
	土 木 造 園 (土 木)	641	677	△ 36	463	451	12	167	152	15	
	土 木 造 園 (造 園)	95	99	△ 4	66	73	△ 7	12	21	△ 9	
	建 築	279	312	△ 33	205	235	△ 30	101	76	25	
	機 械	158	144	14	105	98	7	33	38	△ 5	
	電 気	183	173	10	131	112	19	38	36	2	
	福 祉	463	513	△ 50	360	396	△ 36	85	80	5	
	衛 生 監 視 (衛 生)	251	295	△ 44	198	208	△ 10	61	57	4	
	衛 生 監 視 (化 学)	84	123	△ 39	46	80	△ 34	6	4	2	
	保 健 師	414	425	△ 11	351	340	11	74	72	2	
	小 計	19,026	20,367	△ 1,341	14,939	15,808	△ 869	2,126	2,171	△ 45	
Ⅲ類	事 務	2,254	2,491	△ 237	1,605	1,760	△ 155	213	229	△ 16	
身体障害者を対象とする採用選考	事 務	86	54	32	77	47	30	26	23	3	
経験者	2 級 職	事 務	1,300	1,235	65	1,029	953	76	100	130	△ 30
		土 木 造 園 (土 木)	31	36	△ 5	23	25	△ 2	13	18	△ 5
		建 築	50	46	4	42	35	7	21	23	△ 2
		小 計	1,381	1,317	64	1,094	1,013	81	134	171	△ 37
	3 級 職 (主任主事Ⅰ)	事 務	887	900	△ 13	658	670	△ 12	30	44	△ 14
		土 木 造 園 (土 木)	28	66	△ 38	25	54	△ 29	9	13	△ 4
		建 築	53	43	10	42	37	5	12	14	△ 2
		機 械	—	6	△ 6	—	4	△ 4	—	3	△ 3
		電 気	—	11	△ 11	—	10	△ 10	—	1	△ 1
		小 計	968	1,026	△ 58	725	775	△ 50	51	75	△ 24
	3 級 職 (主任主事Ⅱ)	事 務	603	789	△ 186	448	597	△ 149	5	7	△ 2
		土 木 造 園 (土 木)	64	74	△ 10	44	48	△ 4	6	2	4
		小 計	667	863	△ 196	492	645	△ 153	11	9	2
	合 計		24,382	26,118	△ 1,736	18,932	20,048	△ 1,116	2,561	2,678	△ 117

(2) 採用選考等

平成25年度人事委員会が実施した江戸川区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア 医療専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人

イ 一般職の任期付職員

採用職層	採用承認人数
主任主事	0人
係長職	0人
総括係長	0人
課長級	0人
統括課長	0人
部長級	0人

(3) 管理職選考

ア 受験資格等

○ I類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が6年以上の人。

(受験方式) 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－主任主事の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

(選考方法) 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問、適性評定（技術のみ）

(免除資格) 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II類

(受験資格) 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢47歳以上56歳未満で、総括係長の在職期間が1年以上の人。

(選考方法) 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

イ 実施状況（合格者決定）

○ I類（全部及び免除受験方式）及びII類

（単位：人、％）

種別	備考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減
I類	事務	364	339	25	196	164	32	102	79	23	28.0	23.3	4.7
	技術I	49	65	△ 16	21	16	5	17	10	7	34.7	15.4	19.3
	技術II	25	29	△ 4	10	16	△ 6	8	14	△ 6	32.0	48.3	△ 16.3
	技術III	33	24	9	8	8	0	5	2	3	15.2	8.3	6.9
	技術計	107	118	△ 11	39	40	△ 1	30	26	4	28.0	22.0	6.0
	小計	471	457	14	235	204	31	132	105	27	28.0	23.0	5.0
II類	事務	93	111	△ 18	66	77	△ 11	38	49	△ 11	40.9	44.1	△ 3.2
	技術	17	14	3	11	10	1	10	10	0	58.8	71.4	△ 12.6
	小計	110	125	△ 15	77	87	△ 10	48	59	△ 11	43.6	47.2	△ 3.6
合計		581	582	△ 1	312	291	21	180	164	16	31.0	28.2	2.8

○ I類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	備考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減
I類 (全部)	事務	240	211	29	108	86	22	61	41	20	25.4	19.4	6.0
	技術I	29	46	△ 17	9	9	0	7	5	2	24.1	10.9	13.2
	技術II	18	24	△ 6	5	11	△ 6	5	10	△ 5	27.8	41.7	△ 13.9
	技術III	19	14	5	3	4	△ 1	2	0	2	10.5	0.0	10.5
	技術計	66	84	△ 18	17	24	△ 7	14	15	△ 1	21.2	17.9	3.3
	合計		306	295	11	125	110	15	75	56	19	24.5	19.0

○ I類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	備考区分	受験者数 (A)			口頭試問進出者数 (B)			合格者数 (C)			合格率 (C/A)		
		平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減	平成26年度	平成24年度	増減
I類 (免除)	事務	124	128	△ 4	88	78	10	41	38	3	33.1	29.7	3.4
	技術I	20	19	1	12	7	5	10	5	5	50.0	26.3	23.7
	技術II	7	5	2	5	5	0	3	4	△ 1	42.9	80.0	△ 37.1
	技術III	14	10	4	5	4	1	3	2	1	21.4	20.0	1.4
	技術計	41	34	7	22	16	6	16	11	5	39.0	32.4	6.6
	合計		165	162	3	110	94	16	57	49	8	34.5	30.2

ウ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

選考区分	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳			計	受験方式別内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
事務	407	174	108	125	112	54	22	36	27.5	31.0	20.4	28.8
技術Ⅰ	64	20	18	26	20	5	3	12	31.3	25.0	16.7	46.2
技術Ⅱ	39	13	10	16	14	2	4	8	35.9	15.4	40.0	50.0
技術Ⅲ	61	16	15	30	15	6	2	7	24.6	37.5	13.5	23.3
技術計	164	49	43	72	49	13	9	27	29.9	26.5	20.9	37.5
合計	571	223	151	197	161	67	31	63	28.2	30.0	20.5	32.0

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、口頭試問に進出しなかった人及び口頭試問に進出した人のうち合格にいたらなかった人。

3 分割とは、分割受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

（4） 特例転職選考

ア 受験資格及び選考方法

（受験資格） 日本国籍を有し、年齢満55歳未満で、「一般業務」の職務に従事する人又は、技能系職種に在職し、専ら事務の業務に従事していると任命権者が認める人。

（選考方法） 筆記考査（択一式問題・作文）、勤務評定

イ 実施状況

（単位：人、％）

			有資格者数	申込者数	申込率	受験者数	受験率	合格者数	合格率
種別	職種	職務	A	B	B/A	C	C/B	d	d/C
業務系	業務	一般業務	16	2	12.5	2	100.0	1	50.0
技能系 （異種職務従事者）	技能Ⅰ	介護指導	13	2	15.4	1	50.0	1	2.8
	技能Ⅱ	電話交換	3	2	66.7	2	100.0	2	100.0
		警備	2	1	50.0	1	100.0	1	100.0
		作業Ⅰ	8	2	26.7	1	50.0	1	100.0
	技能Ⅲ	調理	24	24	100.0	23	95.8	20	87.0
		用務	16	9	56.3	9	100.0	8	88.9
		作業Ⅱ	7	4	57.1	4	100.0	2	50.0
	技能Ⅳ	家庭奉仕	5	3	60.0	3	100.0	0	0.0
技能系計			78	47	60.3	44	93.6	35	79.5
合計			94	49	52.1	46	93.9	36	78.3

（注） 技能Ⅴ、Ⅵは有資格者なし

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第 14 条）、均衡の原則（地方公務員法第 24 条第 3 項）及び職務給の原則（地方公務員法第 24 条第 1 項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。平成 25 年は、10 月 9 日に 23 区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

### 〔本年の勧告のポイント〕

- ◇ 月例給は引下げ改定、特別給は改定なし、新たな住居手当制度
  - 1 月例給
    - 公民較差（△588 円、△0.14%）を解消するため、給料表を引下げ改定
      - ・ I 類初任給までの号給等は据置き
      - ・ 管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4 級以上の級の引下げを緩和
  - 2 特別給（期末手当・勤勉手当）
    - 民間の特別給（賞与）の支給割合とおおむね均衡しており改定なし（現行 3.95 月）
  - 3 新たな住居手当制度
    - 支給対象は、借家・借間に居住し、一定額以上の家賃を負担する世帯主等
    - 一定年齢層（当該年度末現在、満 27 歳まで・満 28 歳から満 32 歳まで）の職員に加算措置を実施
- ◎ 職員の平均年間給与は、約△9 千円

### 職員の給与に関する報告（意見）・勧告

#### I 職員と民間従業員との給与の比較

##### 1 職員給与等実態調査の内容（平成 25 年 4 月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,638 人	30,654 人	407,376 円	42.8 歳

##### 2 民間給与実態調査の内容（平成 25 年 4 月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,095 民間事業所を实地調査（調査完了 833 事業所）

##### 3 公民比較の結果

###### ○月例給

民間従業員	職員	差
406,788 円	407,376 円	△588 円（△0.14%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

###### ○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
3.97 月分	3.95 月	0.02 月

## II 改定の内容

### 1 給料表

#### (1) 行政職給料表（一）

- ・ 原則全ての級及び号給について、給料月額を引下げ
- ・ I類初任給までの号給等の給料月額は据置き
- ・ 管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、4級以上の級の引下げを緩和
- ・ 任用資格基準を考慮し、全ての級において、一部号給の引下げを緩和

#### (2) その他の給料表

- ・ 医療職給料表(一)については、医師の処遇確保の観点から引下げ改定なし
- ・ 医療職給料表(二)、医療職給料表(三)及び幼稚園教育職員給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定

### 2 行政職給料表（一）の初任給

- ・ I類（大学卒程度）、III類（高校卒程度）ともに据置き

#### (参考1) 較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
△499 円	—	△89 円	△588 円

#### (参考2) 改定による平均年間給与の減少額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,558 千円	約 6,549 千円	約△9 千円

#### (参考3) モデルケースによる試算

##### ○ケース1 係員（1級29号給、25歳）

扶養手当：無、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
222,116 円	222,116 円	0 円	3,510 千円	3,510 千円	0 千円

##### ○ケース2 係長（4級61号給、40歳）

扶養手当：配偶者、子2人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
449,176 円	448,822 円	△354 円	7,204 千円	7,198 千円	△6 千円

##### ○ケース3 課長（6級69号給、45歳）

扶養手当：配偶者、子2人（教育加算無）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
633,728 円	633,256 円	△472 円	10,132 千円	10,124 千円	△8 千円

##### ○ケース4 部長（8級55号給、50歳）

扶養手当：配偶者、子2人（内教育加算1人）、住居手当：有

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
757,038 円	756,448 円	△590 円	12,202 千円	12,192 千円	△10 千円

### 3 実施時期等

- ・ 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 平成 25 年 4 月から改定の実施の前日までの期間に係る公民較差相当分について、引下げ改定を行わない医療職給料表(一)が適用されている職員を除き、本年度中に支給される期末手当の額において平成 24 年の勧告に準じ、所要の調整を実施

## III 新たな住居手当制度

### 1 支給対象

- ・ 世帯主等である職員のうち、自ら又は単身赴任手当受給者の配偶者等が居住するため住宅等（公舎等を除く。）を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃等を支払っている者

### 2 支給額等

- ・ 有為な人材を確保するとともに、給与に占める家賃負担割合が高い職員に配慮するという観点等から、一定年齢層の職員に加算措置を実施
- ・ 手当の月額を 8,300 円とし、当該年度末現在、満 27 歳までの者には 18,700 円を、満 28 歳から満 32 歳までの者には 9,300 円を、それぞれ月額に加算
- ・ 単身赴任手当受給者の留守宅に係る月額等は、それぞれ上記の半額程度に設定

### 3 実施時期等

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日から実施（必要に応じて経過措置を実施）

## IV 今後の給与制度

### 1 職務・職責が的確に反映された給与制度

- ・ 職務の困難性や職責の重大さに応じた給与水準を設定していく観点から、管理職及び係長職の給料等について適宜見直しを図ることが必要
- ・ 「職層（職務分類基準）」の見直しの検討状況を踏まえ、職務・職責を的確に反映した給与制度を構築することが必要
- ・ 区民の理解が得られる適正な給与制度を構築するという観点から、給料表や諸手当等について必要に応じた見直しを検討

### 2 諸手当（勤勉手当制度）

- ・ 成績率の運用について、昨年から改善が図られた区もあるものの、一部の区では依然として制度趣旨に合致しない状況。制度の導入目的を踏まえ、適正に運用を行っていくことが必要

### 3 50 歳台の給与のあり方

- ・ 特別区においては、給与カーブのフラット化等により、50 歳台後半層の給与水準の上昇を抑制
- ・ 国や他の地方公共団体の動向及び民間の賃金事情を引き続き注視し、今後の雇用と年金の接続に係る給与のあり方も見据え、給与制度全般にわたり一体的に検討することが必要

### 4 再任用職員の給与

- ・ 雇用と年金の接続に係る国の検討状況や民間の動向を引き続き注視

## V 区費負担の学校教育職員の給与制度

- ・ 東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当

# 人事制度、勤務環境の整備等に関する報告（意見）

## I 人事制度の整備

### 1 有為な人材の確保

#### (1) 採用制度の検討

- ・ 行政課題に迅速かつ的確に対応するため、解決に向けた最初の一步を主体的に踏み出す「自ら考え行動する」人材の確保に向けた努力を継続

#### (2) 受験者獲得策の強化

- ・ 技術系職種の実験者獲得に向けた様々な取組みを着実に実行するとともに、受験資格の大括り化の検討に着手するなど、有為な人材の確保に向けた受験者獲得策の強化を検討
- ・ 国や他団体等の動きを踏まえ、任命権者と十分に連携の上、採用試験の日程や能力実証方法の改善等の課題に対して適切に対応

### 2 人材の育成

#### (1) 次代を担う「職員」の育成

- ・ 次代を担う職員の育成にあたっては、人事評価制度を的確に機能させることが求められ、そのためには、職員の納得性及び評価の公平性を高めることが極めて重要
- ・ 職務に取り組む上での今後の方向性等の絵姿（キャリア・パス）のあり方の検討を進めるなど、任命権者による職員の自学を促す人材育成の取組みを支援
- ・ 女性職員の活用や昇任意欲の醸成に向けた各区の取組みを支援するため、指針を策定し、組織活力の維持向上に尽力
- ・ 管理監督者がマネジメントの全体像や必要性を理解できるよう、小冊子等の配布を検討。任命権者及び特別区職員研修所とさらに密接な連携を図り、職層研修等でのマネジメント力の向上を図るなど、管理職員の能力向上に尽力

#### (2) 職員の努力と成長を支援するための仕組みづくり

- ・ 職務を通じて職員の努力と成長を支援するためのメリハリある人事・給与制度について、弾力的な任用管理の観点を踏まえ、任命権者と連携し、検討を推進
- ・ 職務の複雑性と責任の度合いに基づき、職層を「部長職」「課長職」「係長職」「係員」の4つに整理。これらを基本に「職層（職務分類基準）」の見直しを検討
- ・ 技術系管理職の確保等のため、本年度の管理職選考から、一級建築士の有資格者に対する特例制度等を導入。本改正の効果を検証しつつ、任命権者と連携し、技術系管理職の確保に向けた検討を継続
- ・ 組織運営に欠くことのできない重要な職責を担っている係長職の確保は喫緊の課題。本人の申込みによらない選考制度の導入など各任命権者の対応を踏まえ、係長職の確保に向け、あらゆる角度から対応

### 3 高齢期職員の活用等

- ・ 高齢期雇用は、職員の生活にかかわる重要な課題。職員のモチベーションの維持・向上や組織全体の活性化を図る観点で、中長期を見据えた人事制度を検討
- ・ 以下は早急に取り組むべき課題

#### (1) 採用計画の早期作成

- ・ フルタイム再任用職員が定数上増加することにより、翌年度の職員採用に大きな影響も想定。高齢期職員の意向等の把握に努め、採用計画を整備することが必要

#### (2) 高齢期職員の能力活用と職場の活力維持

- ・ 高齢期職員を含めた職員全体のモチベーションの向上に努めるとともに、必要に応じて、職場の執行

体制の見直しの検討が必要

## II 勤務環境の整備

### 1 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 任命権者は、両立支援のための取組みをより一層充実させるとともに、適切に制度の運用を図ることが必要。管理職員は、制度を利用しやすい環境を作るため、職場内での支援体制を整えていくことが必要

### 2 超過勤務の縮減等

- ・ 任命権者は、超過勤務の要因を分析し、業務体制の見直しを図るなど、縮減に向けた対策に取り組むことが必要
- ・ 任命権者は、全ての職員が休暇を取得しやすい勤務環境の整備に尽力することが必要

### 3 メンタルヘルスの推進

- ・ 任命権者によるメンタルヘルスキアの体系的な推進が必要。管理監督者等に対し、職場環境等の把握と改善の活動を行いやすい環境の整備などの支援が重要
- ・ 管理監督者は、日常的に職場環境等の評価と改善を行うとともに、職員との適切なコミュニケーションにより、職場全体の心の健康を良好な状態に保つことが必要

## III 公務員倫理の確立

- ・ 職員は、区民に身近な存在として日々の職務に精励することで、その信頼に応えていくことが義務
- ・ 任命権者は、不祥事の原因及び事実関係を詳細に把握・分析し、組織全体の問題として、再発防止に向けた取組みを行っていくことが必要
- ・ 管理職員は、職場内の連携を密に図り、相談しやすい環境づくりに努めるなど、不祥事を未然に防ぐ取組みを行うことが重要
- ・ 個人情報扱う職員は、紛失等の危険性を常に認識し、職務遂行にあたり細心の注意を払うことが必要。任命権者は、継続的な研修や情報管理体制の整備に努め、個人情報の適正管理を徹底することが必要

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度中における江戸川区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	25年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
1	0	0	1	

### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度中における江戸川区の不服申立ての状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	25年度 申立て件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
3	0	0	3	

お問い合わせ先  
江戸川区役所 総務部職員課人事係  
電話：03-5662-1002